たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月23日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	エボ・グリーン・ミント・プルーム用	4.4ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・カカオ・ミント・クリスタル・プルーム用	4.0ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・トロピカル・ライム・クリスタル・プルーム用	4.0ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・サクラ・レギュラー・プルーム用	4.4ｇ　20本	日本	550円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	テリア・ブロッサム・パール	Ｆ45 20スティック ハードパック 5.7ｇ	ルーマニア ギリシャ 大韓民国	580円

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間